

介護認定を受けている方を対象とした福祉サービス

半田市には、介護保険制度にはない在宅生活を支援する高齢者福祉サービスがあります。今回は福祉サービスの中でも介護認定を受けている方やその家族を対象としたものを紹介します。対象者の要件についてご質問等ある場合は高齢介護課まで問合わせください。

❖ タクシー料金の一部を助成します

対象者	65歳以上の方で、介助なしでは外出することが困難な市民税非課税世帯(※)の方(一定の基準に該当する必要があります。)
内容	市指定のタクシー会社を利用した場合に運賃を一部助成します。年間24回分の利用券を交付します。 ◇介護保険の要介護認定4・5の方は、24回利用後に24回分の利用券を追加交付します。

❖ 在宅で高齢者を介護する家族の経済的負担を軽減します

対象者	下記のすべての要件に該当する方 ・要介護者・介護者ともに半田市在住の方 ・介護者が要介護者と同一世帯または親族の方 ・要介護者及び介護者が市民税非課税世帯(※)の方 ・要介護者が要介護3以上の認定を受けている方 ・要介護者が在宅で生活している方
内容	紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーを市指定の店舗で購入できるクーポン券を1か月あたり4枚(1枚1,000円)交付します。

❖ ねたきり高齢者の理髪料金の一部を助成します

対象者	在宅でねたきりのため、理髪店に出向くことが困難な65歳以上の方で、要介護4・5の認定を受けている方またはこれに準ずる状態である方
内容	市指定の理髪店にて利用できるサービス券(年4回出張費を補助)を交付します。 ◇1回につき自己負担4,000円。

❖ 寝具の衛生管理が困難な高齢者を支援します

対象者	65歳以上の方で構成される世帯の方で、自ら寝具の衛生管理を行うことが困難で十分な援助が得られない方のうち、世帯全員の方が次のいずれかに該当する方 ・要介護認定1以上の方 ・身体障がい者手帳1級または2級所持者のうち肢体不自由の方
内容	市が指定した年4回のうち、1人年2回を限度に、利用者宅へクリーニングする寝具(掛布団・敷布団・毛布)の回収及び返却に伺います。利用料は無料。 ◇羽毛布団、純毛毛布のクリーニングはできません。

※「市民税非課税世帯」とは、本人だけでなく世帯全員の方が市民税課税ではない世帯のことです。

申請方法 申請書は高齢介護課または市のホームページにあります。

【問合わせ】 高齢介護課 ☎84-0644